

# 外形標準課税対象法人の事業税率変更等について

## 平成28年度税制改正(概要)

- 外形標準課税対象法人の事業税の税率の改正(付加価値割、資本割の拡大)  
(平成28年4月1日以後開始の事業年度から)  
付加価値割 : 0.72% → 1.2% 資本割 : 0.3% → 0.5%  
これに伴う、所得割の税率引き下げ(※税率は裏面参照)
- 外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置の拡充(経過措置)  
※下記を参照
- 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設
- その他の主な改正事項
  - 法人住民税法人税割の税率改正(平成31年10月1日以後に開始する事業年度から)
  - 地方法人特別税の廃止(平成31年10月1日以後に開始する事業年度から)

## 外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置の拡充(経過措置) ～ 要件と控除額の計算等 ～

平成27年度税制改正で創設された負担変動の軽減措置について、平成28年度税制改正において拡充が図られました。以下の①かつ②の要件を満たす場合、法人事業税から一定額を控除します。

### 要件

- 調整後付加価値額(※1) < 40億円
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度の場合  
平成27年3月31日現在の税率を適用した事業税額(※2) < 基準法人事業税額(※3)  
平成28年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度の場合  
平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額(※2) < 基準法人事業税額(※3)

- ※1 付加価値額 × 12 ÷ 事業年度の月数(1月に満たない場合は1月とする)  
 ※2 当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得(関係道府県に分割された後の金額、1,000円未満切捨て)に、それぞれ平成27年3月31日(平成28年3月31日)現在の税率を乗じた金額(100円未満切捨て)の合計額  
 ※3 当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

### 控除額の計算

調整後付加価値額	控除額(※4)
30億円以下	(※3 - ※2) × 一定割合(※5)
30億円超 40億円未満	(※3 - ※2) × 一定割合(※5) × $\frac{(40億円 - \text{調整後付加価値額})}{10億円}$

※4 100円未満切上げ

※5 負担増の額に乘じる一定割合

事業年度開始時期	割合
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	3/4
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	1/2
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/4

# 税率表

法人 県民 税 法人 税 割	区 分	税率(%)	
		平成26年10月1日から 平成28年3月31日まで の間に開始する事業年度	平成28年4月1日 以後に開始する 事業年度
1. 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 2. 法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円を超える法人 3. 保険業法に規定する相互会社 4. 上記以外の法人		4.0%	
		3.2%	

(平成22年9月30日までの解散(合併による解散を除く)による清算所得については、従前の税率を適用します。)

※平成31年10月1日以後開始の事業年度から、税率が変更されます。

法人区分	所得等の区分	平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで の間に開始する事業年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで の間に開始する事業年度	平成28年4月1日 以後に開始する 事業年度	
		外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の 額が1億円を超える普通法人)	付加価値割	0.48%	0.72%
資本割	0.2%		0.3%	0.5%	
所得割	年400万円以下の所得		2.2%	1.6%	0.3%
	年400万円を超え 年800万円以下の所得		3.2%	2.3%	0.5%
	年800万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人※		4.3%	3.1%	0.7%
資本金の額又は出資金の額 が1億円以下の普通法人、 公益法人及び投資法人等	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		
		年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.1%		
		年800万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人※	6.7%		
特別法人(農業協同組合、 信用金庫、医療法人等)	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		
		年400万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人※	4.6%		
電気・ガス供給業、又は保険 業を行う法人	収入割	0.9%			

※軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

(平成22年9月30日までの解散(合併による解散を除く)による清算所得については、従前の税率を適用します。)

地方 法人 特別税	課税標準	税率(%)		
		平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで の間に開始する事業年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで の間に開始する事業年度	平成28年4月1日 以後に開始する 事業年度
	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額 により法人事業税を課税される法人の所得割額	67.4%	93.5%	414.2%
	所得割額によって法人事業税を課税される法人の 所得割額	43.2%		
	収入割額によって法人事業税を課税される法人の 収入割額			

※平成31年10月1日以後開始の事業年度から、地方法人特別税は廃止されます。

<お問い合わせ先>

・和歌山県税事務所 事業税課法人グループ

(TEL 073-441-3397)

・税務課 課税指導班

(TEL 073-441-2182)